

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

令和五年埼玉県告示第九百八号で公示した公共測量は、令和六年二月二十一日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕